

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 分類コード | X - 1 - 1 - 1 - 02 |
| 保存期間  | 10年(令和16年12月31日まで) |

秋 本 人 安 第 3 7 9 号  
令 和 6 年 5 月 7 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

ストーカー加害者に対する連絡の実施要領の制定について（例規）  
みだしのことについては、別添「ストーカー加害者に対する連絡の実施要領」のとおり  
令和6年5月10日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

この担当 人身安全対策課  
ストーカー・配偶者暴力対策係  
(☎ 3 1 0 2 ・ 3 1 0 3)

## 別添

### ストーカー加害者に対する連絡の実施要領

#### 1 目的

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）に基づく禁止命令等の措置を講じた加害者全員に対し、警察官による連絡（以下「加害者連絡」という。）を行うことにより、加害者の近況、被害者への執着の程度等を把握し、加害行為の再発防止及び再被害防止措置に係る支援の向上を図ることを目的とする。

#### 2 対象

禁止命令等の措置を講じた加害者全員を対象者とする（加害者連絡の実施について、適当でないと認める者を除く。）。

#### 3 実施所属

実施主体となる所属（以下「実施所属」という。）は、原則、禁止命令等の措置を講じた警察署とする。

なお、複数の警察署が事案に関係する場合は、被害者等の保護の観点から生活安全部 人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）と関係警察署が協議の上、適当な実施所属を指定できるものとする。

#### 4 体制等

##### (1) 所属長

所属長は、実施所属が警察本部の場合は人身安全対策課の警部以上の者を、実施所属が警察署の場合はストーカー事案を担当する生活安全課長を連絡責任者に指定し、本業務が適正に行われるよう必要な指示を行うものとする。

##### (2) 連絡責任者

連絡責任者は、ストーカー事案を担当する捜査員の中から連絡担当者を指定し、加害者連絡の状況を把握の上、本業務について必要な措置を講ずるものとする。

##### (3) 連絡担当者

連絡担当者は、連絡責任者から必要な措置に関する指示を受け、本要領に基づいて加害者連絡を実施するとともに、適宜、その実施状況を連絡責任者に報告するものとする。

#### 5 要領

##### (1) 命令の実施

禁止命令等をする際に、法第5条第1項第1号の命令に併せて、同項第2号に係る事項として、「警察からの電話連絡、面談要請に応じること。」を命じること。また、禁止等命令書を交付する際に、加害者に対し、加害行為の再発防止を図るため、電話又は面談により、禁止命令等の措置を講じた加害者の近況、被害者への執着の程度等を確認する旨を説明すること。

##### (2) 実施手段

電話又は面談により、加害者本人に対して実施する。ただし、加害者の年齢、性格、境遇等の事情により、加害者本人に直接連絡することが適当でないと認める場合は、

加害者の家族、同居する者、その他加害者の動静に詳しい者から加害者の近況等を聴取するように努めること。

(3) 確認事項

加害者連絡を実施する場合は、加害者の住居、職業、連絡先、被害者に対する執着の程度等の近況のほか、加害者の言動、生活の様子その他必要事項を可能な範囲内で確認し、再被害防止措置に有益と認められる情報が得られるよう努めること。

(4) 実施期間等

実施期間は、禁止命令等の有効期間内とし、実施回数及び実施時期については、禁止等命令書の交付日を起算日として、原則、下記のとおり実施すること。

- ア 初期確認                      おおむね1か月が経過しようとするとき。
- イ 2回目以降の確認          おおむね3か月、6か月が経過しようとするとき。
- ウ 最終確認                    おおむね11か月が経過しようとするとき。

なお、加害者の言動、性格、被害者との関係性、被害者への連絡状況等を考慮した上で、本部対処体制と関係警察署が協議の上、実施回数及び実施時期を変更することができるものとする。

(5) リスク評価と被害者への対応

加害者連絡を通じて得られた加害者に関する情報に基づき、その都度、加害者の再犯性や報復のおそれの有無等についてリスク評価を行うこと。また、必要に応じて、被害者に講じた保護措置の見直しを行うとともに、被害者に対して加害者の近況や被害者への執着の程度等を必要な範囲で伝達すること。

被害者への伝達に当たっては、加害者のプライバシーに関する紛議事案が起こることのないよう十分に配慮すること。

(6) 対応結果の記録

加害者連絡に係る記録（被害者への伝達事項を含む。）については、上記(3)の確認事項のほか、加害者連絡を継続又は終了とした措置結果について別記様式「連絡経過票」に適切に記録すること。

6 留意事項

(1) 被害者への説明

禁止命令等の発出に際し、加害者連絡を実施する旨を被害者に説明すること。

(2) 実施の判断

実施所属は、禁止命令等の措置を実施する方針が定まった段階で加害者連絡の可否を検討すること。

なお、下記のいずれかに該当する場合は、本部対処体制と関係警察署が協議の上、加害者連絡を実施しない又は打ち切るものとするが、加害者連絡を打ち切る場合は、その旨を被害者に説明すること。

- ア 加害者連絡の実施又は継続について、被害者から拒否された場合
- イ 加害者連絡を実施又は継続することが、加害行為の再発防止の妨げになると明らかに認められる場合
- ウ その他加害者連絡の実施又は継続について、所属長が適当でないと認める場合

(3) 加害者に連絡が取れない場合等の措置

加害者に連絡が取れない又は面談に応じない場合は、法第5条第1項第2号に係る事項に違反したこととなり、加害行為の再発のおそれが高いものとなる。そこで、加害者の家族等に連絡するなど、可能な範囲内で加害者の現状確認に努めるとともに、被害者等の現状確認を確実に実施し、必要な被害者等の保護措置を講じた上で、その経過を記録すること。

(4) 禁止命令等有効期間延長処分を講じた場合

禁止命令等有効期間延長処分を講じた場合は、改めて加害者連絡の継続の必要性について組織的に検討すること。

(5) 関係都道府県警察との連携

加害者連絡を実施するに当たり、他の都道府県警察と情報共有する必要性が認められる場合は、関係都道府県警察間で連携を密にし、間隙が生じないよう適切に対処すること。その場合は、「人身安全関連事案への対応上の留意事項について（通達）」（令和3年10月15日付け秋本人安第887号ほか）に規定する別添1「人身安全関連事案連絡票」等を活用すること。

(6) 被害者等個人情報の保護

加害者連絡では、被害者等のプライバシーに配慮するとともに、連絡担当者の言動により、被害者等の秘匿避難先等が加害者に察知されないよう十分に注意すること。

別記様式

連絡経過票

|       |                                                           |  |    |  |      |  |
|-------|-----------------------------------------------------------|--|----|--|------|--|
| 連絡実施者 |                                                           |  |    |  |      |  |
| 連絡対象  | 氏名                                                        |  | 続柄 |  | 生年月日 |  |
|       | 所在地                                                       |  |    |  |      |  |
|       | 連絡先                                                       |  |    |  |      |  |
| 実施方法  | <input type="checkbox"/> 電話連絡 <input type="checkbox"/> 面談 |  |    |  |      |  |
| 連絡日時  | 年    月    日    午前・午後    時    分～    時    分                 |  |    |  |      |  |
| 内 容   |                                                           |  |    |  |      |  |
|       |                                                           |  |    |  |      |  |
|       |                                                           |  |    |  |      |  |
| 措置    | 継続・終了                                                     |  |    |  |      |  |
| 備考    |                                                           |  |    |  |      |  |

注1)本様式は、加害者連絡に係る経過を記録する場合に用いること。  
注2)加害者連絡を継続又は終了した場合は、その措置結果を記録しておくこと。

| 内 容 |  |
|-----|--|
|     |  |
| 備考  |  |